

## 5. 都市福利施設を整備する事業に関する事項

### [1] 都市福利施設を整備の必要性

#### 《現況》

##### ・文化施設

市民会館、美術館、歴史資料館、クリエイティブシティセンターQ1、山形テルサ、山形県総合文化芸術館など多くの文化施設が中心市街地に立地している。

##### ・医療施設

二次医療機関の約4割が中心市街地に立地している。

##### ・社会福祉施設

保育施設が4か所、老人福祉施設が26か所立地しており、隣接地域に立地している市立保育園では子育て支援センターを併設し、育児不安への相談や保育サービス等の情報提供など、子育て支援を行っている。

#### 《都市福利施設を整備する事業の必要性》

・施設整備といったハード施策が一定の成果をみせてきており、今後は、適正な維持管理や老朽化施設の更新が中心になることから、ソフト施策を重視し、多様化する市民ニーズにきめ細かく応えながら、市民が暮らしやすいと感じる質的に充実した社会を目指すとともに、交流人口の増加を図っていく。

・既存施設の改修整備と合わせた機能の充実・複合利用や、遊休施設及び稼働率の低い施設の運営内容の見直しなど、今までに整備・蓄積された基盤施設の有効活用に努める。

#### 《フォローアップの考え方》

基本計画に位置づけた事業の進捗状況を毎年度確認し、状況に応じて事業の進捗促進のための措置を講じていく。

[2] 具体的事業の内容

(1) 法に定める特別の措置に関連する事業

該当なし

(2) ①認定と連携した支援措置のうち、認定と連携した特例措置に関連する事業

【事業番号】 5-1 【事業名】 新たな市民会館整備事業

【事業実施時期】	令和6年度～令和11年度		
【実施主体】	山形市		
【事業内容】	閉館した旧山形県県民会館跡地を移転先として新たな市民会館の整備を行う事業。		
活性化を実現するための位置付け及び必要性			
【目標】	賑わいの創出 居住環境の向上		
【目標指標】	歩行者通行量 中心市街地の居住人口		
【活性化に資する理由】	閉館した旧山形県県民会館跡地を移転先として新たな市民会館の整備を行い、山形市民会館が担ってきた市民の文化芸術活動の拠点といった役割に加え、街なかの回遊性向上による賑わいの創出を図る当事業は、歩行者通行量の増加及び中心市街地の居住人口の増加に寄与するものである。		
【支援措置名】	①社会資本整備総合交付金（暮らし・にぎわい再生事業） ②中心市街地再活性化特別対策事業		
【支援措置実施時期】	①令和6年度～令和11年度 ②令和8年度～令和10年度	【支援主体】	①国土交通省 ②総務省
【その他特記事項】			

(2) ②認定と連携した支援措置のうち、認定と連携した重点的な支援措置に関連する事業

該当なし

(3) 中心市街地の活性化に資するその他の支援措置に関連する事業

【事業番号】 5-2      【事業名】 済生館新病院整備事業・済生館救急ワークステーション設置事業

【事業実施時期】	令和7年度～令和17年度		
【実施主体】	山形市		
【事業内容】	狭隘化・老朽化した済生館（山形市立地適正化計画において誘導施設として位置づけられた地域医療支援病院）の現敷地内における建替え、及び新病院竣工・現病院除却後の跡地への広場及び地下駐車場の整備を行う事業。		
活性化を実現するための位置付け及び必要性			
【目標】	賑わいの創出 居住環境の向上		
【目標指標】	歩行者通行量 中心市街地の居住人口		
【活性化に資する理由】	市立病院済生館の建替え及び広場等を整備し、積極的な救急受入れをはじめ質の高い医療を提供することで、市民生活の安全・安心を支えるとともに、疾病の有無に関わらず多世代が普段使いでき広場を整備する当事業は、歩行者通行量の増加及び中心市街地の居住人口の増加に寄与するものである。		
【支援措置名】	社会資本整備総合交付金（優良建築物等整備事業）		
【支援措置実施時期】	令和7年度～令和17年度	【支援主体】	国土交通省
【その他特記事項】			

#### (4) 国の支援がないその他の事業

【事業番号】5-3 【事業名】七日町第8ブロック南地区暮らし・賑わい再生事業

【事業実施時期】	令和3年度～令和8年度		
【実施主体】	株式会社山形銀行		
【事業内容】	山形銀行本店ビルの建替えに伴い、公益的機能を有した施設を整備。令和7年度に工事は完了し、令和8年度から供用開始される。		
活性化を実現するための位置付け及び必要性			
【目標】	賑わいの創出 新規出店の誘導		
【目標指標】	歩行者通行量 商店街エリアにおける新規出店数		
【活性化に資する理由】	山形銀行本店ビルの建替えに伴い、多目的ホールや、新たな働き方に対応したシェアスペース、各種イベント、チャレンジスポット等に活用できる広場といった銀行店舗以外の公益的機能を有した施設を整備することで、賑わい創出及び街なかの魅力向上を図る当事業は、歩行者通行量の増加及び新規出店数の増加に寄与するものである。		
【支援措置名】			
【支援措置実施時期】		【支援主体】	
【その他特記事項】			

【事業番号】5-4 【事業名】山形県芸文美術館運営事業

【事業実施時期】	令和2年度～		
【実施主体】	山形県芸術文化会議		
【事業内容】	山形県芸文美術館を運営する事業。		
活性化を実現するための位置付け及び必要性			
【目標】	賑わいの創出		
【目標指標】	歩行者通行量		
【活性化に資する理由】	中心市街地でギャラリーを運営することにより、芸術文化作品の展示、発表、鑑賞を行い、市民の利便性を向上させることで文化振興、賑わいの創出を図る当事業は、歩行者通行量の増加に寄与するものである。		
【支援措置名】			
【支援措置実施時期】		【支援主体】	
【その他特記事項】			